

水戸市オフィス企業立地促進補助金

水戸市内へのオフィス開設を支援します

オフィスの
改装費

オフィスの
移転費

償却資産の
取得費

求人活動費

補助率最大 **50%** 補助最大額 **700万円**



水戸市オフィス企業立地促進補助金概要

水戸市内におけるオフィスの開設について、以下の支援制度を用意しています。

補助対象者	市外法人 (市内にオフィスがない法人)	市内法人 (市内にオフィスがある法人)
対象エリア	市内全域	中心市街地内 (下図参照・※1)
雇用要件	新たに水戸市民 (※2) を1人以上雇用	
対象経費	オフィスの改装費、償却資産の取得費、 オフィスの移転費、求人活動費	
補助率	1/2	1/3
補助上限額	500万円	
加算金①	100万円 新たに水戸市民 (※2) を3人 (移住者がいる場合は2人) 以上雇用	
加算金②	12か月分のオフィス賃借料相当額 (上限100万円) 中心市街地内 (下図参照) に オフィスを開設した場合	なし

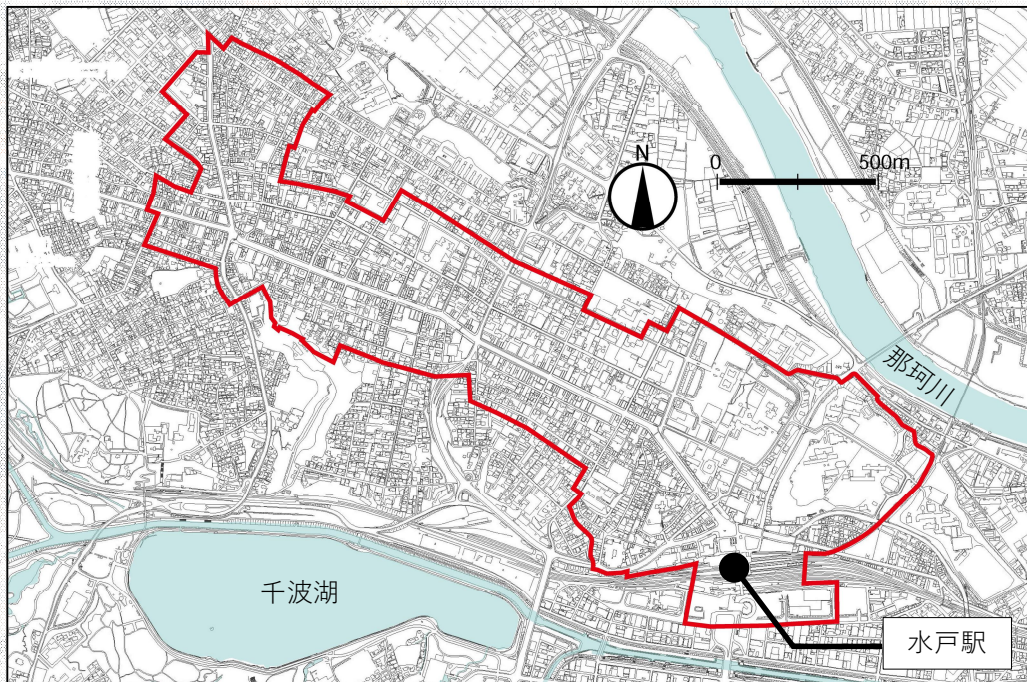
※1 中心市街地内でオフィスを開設し、当該市内法人が中心市街地内に有するオフィスの床面積の合計を、申請日時時点よりも増加させることが条件。

※2 申請日からオフィス開設後6か月が経過する日までの間に雇用され、法人で被保険者資格を取得して当該オフィスにおける業務に従事する水戸市民の方。

《留意事項》

- ・事前相談の上、申請を受け付けますので、補助金の活用をご希望する場合は商工課までご連絡ください。
- ・補助の対象となるオフィスの改装、償却資産の取得等は、交付決定後に着手するものが対象となりますので、着手前に申請書をご提出ください。
- ・予算の範囲内での補助となりますので、予算がなくなった場合は、年度途中であっても補助金の交付を受けられない場合があります。

中心市街地 (赤枠内)



▲詳細は市ホームページをご覧ください。